

いちご一会とちぎ国体セーリング競技リハーサル大会式典運営及び会場衛生業務委託仕様書

1 業務名

いちご一会とちぎ国体セーリング競技リハーサル大会式典運営及び会場衛生業務

2 趣旨

この仕様書は、いちご一会とちぎ国体セーリング競技リハーサル大会（以下「大会」という。）の式典運営及び会場衛生業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

3 履行期間

契約締結日から令和3年10月29日（金）まで

※ 会場衛生実施期間は令和3年9月8日（水）から9月12日（日）の5日間

4 業務場所

千葉県千葉市美浜区磯辺2-8-1 千葉市稲毛ヨットハーバー

5 業務内容

- (1) 式典運營業務（開会式及び閉会式・表彰式）
- (2) 会場衛生業務
- (3) その他本業務の実施に必要な業務

6 式典運營業務について

- (1) 9月10日に開会式、9月12日に閉会式・表彰式の運営を行う。
- (2) 契約締結後、委託者と協議の上、速やかに式典スケジュール（案）を作成すること。式典スケジュール（案）の作成にあたっては、委託者が提供する関係資料等に基づき作成すること。
- (3) 式典台本及び式典説明資料については、委託者と協議の上、作成すること。

7 会場衛生業務について

- (1) 大会会場内における会場衛生（感染予防対策）を委託者と協議の上、行う。
- (2) 契約締結後、委託者と協議の上、速やかに会場衛生計画書（配置図、指揮命令系統図、緊急事態発生時の通報連絡体制図）（案）を策定すること。
- (3) 会場衛生員の配置人数は、各日10名程度とする。
- (4) 業務従事時間は、8時から17時まで（9月12日は16時30分まで）とする。
- (5) 会場内の各部屋等を定期的に巡回し、適切な会場衛生業務を行うこと。

8 提出書類

- (1) 契約締結後
 - ア 契約金額内訳明細書

- イ 業務主任者届
- ウ 業務履行体系図（組織図）及び緊急電話連絡体制図
- エ 会場衛生計画（配置図、指揮命令系統図、緊急事態発生時の通報連絡体制図）
- オ その他委託者が指示する書類

(2) 業務完了後

- ア 業務完了報告書
- イ 現場撮影写真電子データ
- ウ 会場衛生業務日誌
- エ その他委託者が指示する書類

9 法令、条例等の遵守

本業務の履行に係る法令、条例等は遵守すること。

10 適用

(1) 範囲

本仕様書は、本業務の基本的事項について定めるものであり、本仕様書に明記されていない事項でも業務遂行上必要な事項は、委託者と協議のうえ、受託者の責任において、誠実に履行すること。

(2) 疑義

本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、委託者と協議すること。

11 契約に関する条件等

(1) 再委託等の制限

受託者は、業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせるときは事前に書面にて報告し、委託者の承諾を得た場合は、この限りではない。

(2) 業務の履行に関する措置

本業務内容及び業務にあたっての留意事項に反し、再三の指摘にも関わらず改善しない場合は、契約書の定めに基づき、本業務の委託を破棄できるものとする。

(3) 機密の保持

受託者は、本業務（業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせた場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後も同様とする。

(4) 個人情報の保護

本業務を処理するための個人情報の取扱いについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）及び栃木県個人情報保護条例（平成 13 年条例第 3 号）その他の個人情報の保護等に関する法令、条例及び規程等を遵守しなければならない。

12 その他

- (1) 契約後、本委託業務について、委託者から要請のある都度、詳細な連絡調整を行うものとする。なお、その場合、連絡調整場所までの受託者の出向費用、連絡調整の目的遂行に必要な経費は、全て受託者の負担とする。
- (2) 本業務の遂行にあたり、受託者の責により委託者又は第三者に損害を与えた場合には、受託者がその損害を賠償すること。
- (3) 成果品の引渡し後に、受託者の過失又は疎漏に起因する不良個所が発見された場合には、受託者の責任において直ちに補正しなければならない。
- (4) 本契約に基づく成果品の所有権は、委託者への成果品の引渡し完了したときに委託者に移転するものとする。なお、成果品の引渡し前であっても業務上必要な範囲において報告された計画書等を使用する場合がある。
- (5) 本契約に基づく成果品の著作権(著作権法第21条から同法第28条までに規定する権利)は、成果品の引渡しをもって委託者に譲渡されるものとする。

また、受託者は成果品に係る著作者人格権(著作権法第18条から同法第20条までに規定する権利)を、将来にわたって行使しないものとする。
- (6) この仕様書ないし契約書に定めのない事項については、その都度委託者及び受託者双方が、誠意をもって協議し処理するものとする。
- (7) 新型コロナウイルス感染症対策として、業務の性格に応じた感染拡大防止対策を講じ、感染症拡大の予防を図るとともに、業務従事者等の健康管理に注意すること。